

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領

第1 適用

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条第1項の規定に基づく、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号。以下「緩和告示」という。）」第1条第10号の規定による自動車であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る基準緩和の認定は、本要領によるものとする。

- (1) 当該自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して監視し、必要に応じその運転操作を行うことができるシステム（以下「遠隔型自動運転システム」という。）を搭載したもの
- (2) 手動による運転時は通常のかじ取装置、操作装置等と異なる特別な装置（以下「特別装置」という。）で操作するもの（以下「特別装置自動車」という。）

第2 認定の目的

近年、国内外において開発が進められている自動運転技術は、交通事故の削減や高齢者の移動手段の確保、ドライバー不足の解消のための生産性の向上等の様々な社会的課題の解決に資するものである。このうち、遠隔型自動運転システムを搭載した自動車にあっては、運転者が車両内の運転者席に乗車せず、遠隔に存在する運転者席（以下「遠隔運転者席」という。）において必要な監視及び運転操作等を行うものであることから、運転者が車両内の運転者席に存在することを前提とした現行の保安基準では、当該基準への適合性を一概に判断することが困難である。また、特別装置自動車にあっては、通常のかじ取装置、操作装置等と異なる特別な装置により操作を行うものであることから、従来の装置を前提とした現行の保安基準に適合しないおそれがある。

これらを踏まえ、安全確保を前提とした自動運転技術の開発・実用化を促進するとともに、実用化後の更なる技術の向上を図ることを目的として、遠隔型自動運転システム又は特別装置（以下「遠隔型自動運転システム等」という。）を搭載した自動車の基準緩和認定を行うものである。

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

基準緩和の認定を申請することができる自動車は、緩和告示第1条第10号に掲げる自動車であって、遠隔型自動運転システム等を搭載したものとする。

第4 申請者等

- 1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあつては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

- (1) 国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者
- (2) 法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付書類

1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。

- (1) 遵守事項の誓約書
- (2) 運行の概要説明書
- (3) 保安基準適合検討書
- (4) 車両外観図
- (5) 遠隔型自動運転システム等の概要説明書
- (6) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

2 前項に規定する申請において、同一の申請者が複数の自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

3 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。

4 地方運輸局長は、第1項及び前項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

第6 審査

地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 当該自動車の構造又は使用の様態の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
- (3) 主な運行経路
- (4) その他の必要事項

第7 条件及び制限の付与

地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第1又は別表第2に掲げる基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行を行う場合にあっては、自動車の前面及び後面の道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル以上、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、遠隔型自動運転システムによる運行を行っている旨を表示するものとする。
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（当該基準緩和の認定に係る自動車が軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）の場合にあっては、運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会長の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。）。次項において同じ。）に対し、関係資料を添付のうえ、第4号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者に対し緩和監査（同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したときは、基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。
- 2 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。
 - (1) 当該自動車の登録が抹消された場合、自動車検査証が返納された場合又は軽自動車

届出済証が返納された場合

(2) 当該自動車の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

(3) 第8第1項の規定により付された基準緩和による運行の期限を経過している場合

(4) 使用者が変更となった場合（管理組織体制に変更の無いものを除く。）

3 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、第8の認定を受けた自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（令和2年3月31日 国自技第268号）

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（遠隔型自動運転システムを搭載した自動車）（第7関係）

基準緩和項目	条件又は制限
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・運行にあたっては、道路交通法及び道路法を遵守すること。 ・運行にあたっては、運転者は認定書（写し）を携帯すること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行は〔実施場所〕における〔運行／実証実験〕に限ること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行の期間は令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日から令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとすること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行を行う際の遠隔運転者席は定位置に備えること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行を行う運転者は〔運行者／実証実験の実施者〕が認めた者であって、運転操作技能を十分に習熟したものに限ること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行にあたっては、天候その他の状況を考慮した上でその可否を判断し、運行が困難と判断する場合には運行を中止すること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行にあたっては、安全確保のためのマニュアルを作成し、これを遵守すること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行速度は〔 〕キロメートル毎時以下とすること。 ・通信の途絶等により運転者が車両の速やかな制御を行うことができない場合は、車両は緊急停止されること。 ・車両周囲等の状況について、保安基準に適合する車両内の運転者席（以下「基準適合車両内の運転者席」という。）と同様に音により把握できること。 ・基準緩和による遠隔型自動運転システムによる運行において事故、ヒヤリハット等の事案が発生した場合は〔地方〕運輸局自動車技術安全部技術課／沖縄総合事務局運輸部車両安全課に報告を行うこと。
原動機及び動力伝達装置	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席には始動装置を備えること。【運行前に車内の定位置で原動機を始動し、運行中に原動機が停止した際は周囲の安全を確保しつつ運行を中止する等運行中に原動機を始動することが必要となる状況とならない措置をとること。】
操縦装置	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、保安基準第10条に掲げる各操作装置について、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。なお、制動装置については、緊急時に一動作で操作ができること。

- ・遠隔運転者席において、ディスプレイに表示される等基準適合車両内の運転者席と同様にテルテールが確認できること。
- ・各操作装置の識別表示について、遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様に容易に識別されるものとなっていること。【各操作装置を容易に識別できるよう十分に経験を積んだ運転者が操作等を行うこと。】

※ 以下に掲げる事項は、必要に応じ、上記の3つの事項の代わりに条件又は制限とすることができるものである。

- ・始動装置については、運行前に車内の定位置で原動機を始動し、運行中に原動機が停止した際は周囲の安全を確保しつつ運行を中止する等運行中に原動機を始動することが必要となる状況とならない措置をとること。
- ・加速装置については、加速回避操作を行う状況とならない措置をとること。
- ・点火時期調整装置、噴射時期調整装置については、それぞれの時期の調整が必要となる状況とならない措置をとること。
- ・クラッチについては、後退及び加減速を伴う変速が必要となる状況とならない措置をとること。
- ・変速装置については、後退及び加減速を伴う変速が必要となる状況とならない措置をとること。
- ・制動装置については、制動回避操作が必要となる状況において、車両は緊急停止されること。
- ・前照灯については、運行を日中の環境のみで行う等前照灯が必要となる状況とならない措置をとること。【前照灯が必要となる状況では、運行前に車内の定位置で操作し、点灯させておく等運行中に前照灯を操作することが必要となる状況とならない措置をとるとともに、前照灯の自動点灯機能を使用しないこと。】
- ・警音器については、伴走車を前に走行させ代わりに警音器を鳴らさせること。【警音器を鳴らさなければならない場合は、運行を中止すること。】【路上に配置した安全監視員により道路上に警音器の対象となる障害物が存在しないようにする等警音器を鳴らすことが必要となる状況とならない措置をとること。】
- ・方向指示器については、周囲の交通のない状況となる措置をとること。【方向指示器の使用が必要となる状況では、方向指示器が自動で適切に作動する措置をとるとともに、適切に作動していない場合には運行を中止すること。】
- ・窓ふき器については、降雨時等窓ふき器が必要となるおそれがある場合には、運行前に車内の定位置で操作し、作動させてお

	<p>くこと。【運行を晴又は曇の環境のみで行い、窓ふき器が必要となる状況では運行を中止すること。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄液噴射装置については、泥はね等の洗浄液噴射装置が必要となる状況では運行を中止すること。 ・デフロスタについては、前面ガラスにくもりが発生する場合又はおそれがある場合には、運行前に車内の定位置で操作し、作動させておくこと。【前面ガラスにくもりが発生する場合又はおそれがある場合には、運行を中止すること。】
かじ取装置	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。【道路上に操舵回避の対象となる障害物が存在する状況とならない措置をとること、かつ、走路を逸脱しようとする場合等においては、速やかにかつ安全に停止できる措置をとること。】 ・遠隔運転者席について、屋内等に設置され、衝突等の衝撃を受けるおそれがないこと。
車枠及び車体	遠隔運転者席について、屋内等に設置され、衝突等の衝撃を受けるおそれがないこと。
乗車装置	遠隔運転者席について、換気が得られる構造の屋内等に設置されていること、かつ、衝突等の衝撃を受けるおそれがなく、火気が近くでない状態で運用をすること。
運転者席	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席の直接視界と同様の視界をディスプレイ上に映像として表示すること。 【基準適合車両内の運転者席の直接視界と同様の視界のうち、遠隔運転者席においてディスプレイ上に映像として表示されていない視界部分に障害物が存在する状況とならない措置をとり、かつ、それ以外の視界をディスプレイ上に映像として表示すること。】 ・基準適合車両内の運転者席と同様の座席とする等、遠隔運転者席が安全に着席できる座席であること。
座席	遠隔運転者席について、屋内等に設置され、衝突等の衝撃を受けるおそれがないこと、かつ、基準適合車両内の運転者席と同様の座席とする等安全に着席できる座席であること。
座席ベルト等	遠隔運転者席について、屋内等に設置され、衝突等の衝撃を受けるおそれがないこと。
頭部後傾抑止装置等	遠隔運転者席について、屋内等に設置され、衝突等の衝撃を受けるおそれがないこと。
通路	遠隔運転者席について、屋内等に設置されていること。
乗降口	遠隔運転者席について、屋内等に設置されていること。
非常口	遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様に非常

	<p>口のとびらの開放の有無について確認ができること。【非常口のとびらの開放の有無について、車内の保安要員等が確認する等遠隔運転者席において確認することが必要となる状況とならない措置をとること。】</p>
前照灯	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、ディスプレイに走行用前照灯の点灯操作状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。 ・走行用前照灯の作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合、遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること、かつ、当該制御の作動状態がディスプレイに表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【運行を日中の環境のみで行う等前照灯が必要となる状況とならない措置をとること。】【運行中は走行用前照灯の作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行わないこと。】 ・配光可変型前照灯については、遠隔運転者席において、走行用ビームの点灯操作状態及び配光制御信号の異常作動状態がディスプレイに表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。 ・配光可変型前照灯の作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合、遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること、かつ、当該制御の作動状態がディスプレイに表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【運行を日中の環境のみで行う等前照灯が必要となる状況とならない措置をとること。】【運行中は配光可変型前照灯の作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行わないこと。】 ・手動式の前照灯照射方向調節装置については、遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。【運行を日中の環境のみで行う等前照灯が必要となる状況とならない措置をとること。】【手動式の前照灯照射方向調節装置については、運行前に車内の定位置で前照灯の照射方向の調整を行う等運行中に当該装置を操作することが必要となる状況とならない措置をとること。】 ・前照灯洗浄器については、遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。【運行を日中の環境のみで行う等前照灯が必要となる状況とならない措置をとること。】【前照灯洗浄器については、前照灯洗浄器が必要となる状況では運行を中止すること。】

前部霧灯	<ul style="list-style-type: none"> ・前部霧灯については、使用する場合には、遠隔運転者席において、ディスプレイにその点灯操作状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【霧発生時等前部霧灯の使用が必要な場合は運行を中止すること。】【運行中は前部霧灯を使用しないこと。】 ・手動式の前部霧灯照射方向調節装置については、使用する場合には、遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。【手動式の前部霧灯照射方向調節装置については、運行前に車内の定位置で前部霧灯の照射方向の調整を行う等運行中に当該装置を操作することが必要となる状況とならない措置をとること。】
車幅灯	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、ディスプレイに車幅灯の点灯操作状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【夜間等車幅灯の点灯操作状態を確認することが必要となる状況では運行を中止すること。】
尾灯	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、ディスプレイに尾灯の点灯操作状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【夜間等尾灯の点灯操作状態を確認することが必要となる状況では運行を中止すること。】
後部霧灯	<ul style="list-style-type: none"> ・後部霧灯については、使用する場合には、遠隔運転者席において、ディスプレイにその点灯操作状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【霧発生時等後部霧灯の使用が必要となる状況では運行を中止すること。】【運行中は後部霧灯を使用しないこと。】 ・細目告示第 129 条第 3 項 3 号イの適用を受ける後部霧灯を使用する場合には、遅くとも原動機停止後速やかに消灯すること。
方向指示器	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、ディスプレイに方向指示器の作動状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。【周囲の交通のない状況となる措置をとること。】
非常点滅表示灯	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。【非常停止等をした際に、非常点滅表示灯が自動で適切に作動する措置をとるとともに、適切に作動していない場合には運行を中止すること。】【車内の保安要員等が手動で非常点滅表示灯を点灯させる等遠隔運転者席において非常点滅表示灯を作動させる必要がない措置をとること。】 ・遠隔運転者席において、ディスプレイに非常点滅表示灯の作動状態が表示される等基準適合車両内の運転者席と同様に当該状態の確認ができること。

後写鏡等	遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席の間接視界と同様の視界をディスプレイ上に映像として表示すること。【基準適合車両内の運転者席の間接視界と同様の視界のうち、遠隔運転者席においてディスプレイ上に映像として表示されていない視界部分に障害物が存在する状況とならない措置をとり、かつ、それ以外の視界をディスプレイ上に映像として表示すること。】
速度計等	遠隔運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様の表示を行うこと。【20キロメートル毎時未満で運行する等速度、走行距離を確認する必要がない措置をとること。】

【備考】

- (1) 【 】は前述の事項の代わりに条件又は制限とすることができる事項である。
- (2) []には、申請書の記載内容等に応じ適切な数値又は事項を記入するものとする。

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（特別装置自動車）（第7関係）

基準緩和項目	条件又は制限
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・運行にあたっては、道路交通法及び道路法を遵守すること。 ・運行にあたっては、運転者は認定書（写し）を携帯すること。 ・運行は〔実施場所〕における〔運行／実証実験〕に限ること。 ・運行の期間は令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日から令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとすること。 ・運行にあたっては、運転者席を定位置に備えること。 ・運行を行う運転者は〔運行者／実証実験の実施者〕が認めた者であって、運転操作技能を十分に習熟したものに限ること。 ・運行にあたっては、天候その他の状況を考慮した上でその可否を判断し、運行が困難と判断する場合には運行を中止すること。 ・運行にあたっては、安全確保のためのマニュアルを作成し、これを遵守すること。 ・運行において事故、ヒヤリハット等の事案が発生した場合は〔地方〕運輸局自動車技術安全部技術課／沖縄総合事務局運輸部車両安全課に報告を行うこと。 ・運行にあたっては、車両に安全確保をするための保安要員を配置すること。 ・自車周辺状況を検知する機能に失陥がある恐れがある場合は、速やかにかつ安全に停止できる措置をとること。 ・運行速度は〔 〕キロメートル毎時以下とすること。
操縦装置	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者席において、保安基準第10条に掲げる各操作装置について、基準適合車両内の運転者席と同様の操作ができること。なお、制動装置については、緊急時に一動作で操作ができること。 ・運転者席において、ディスプレイに表示される等基準適合車両内の運転者席と同様にテルテールが確認できること。 ・各操作装置の識別表示について、運転者席において、基準適合車両内の運転者席と同様に容易に識別されるものとなっていること。【各操作装置を容易に識別できるよう十分に経験を積んだ運転者が操作等を行うこと。】 <p>※ 以下に掲げる事項は、必要に応じ、上記の3つの事項の代わりに条件又は制限とすることができるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操縦装置は、運転席から手の届く範囲内に設置し、運転席から常時操作可能とすること。 ・運行にあたっては、運転者席を定位置に備えること。 ・操縦装置は、運転者席でのみ操作すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・始動装置については、運行前に車内の定位置で原動機を始動し、運行中に原動機が停止した際は周囲の安全を確保しつつ運行を中止する等運行中に原動機を始動することが必要となる状況とならない措置をとること。 ・加速装置については、加速回避操作を行う状況とならない措置をとること。 ・点火時期調整装置、噴射時期調整装置については、それぞれの時期の調整が必要となる状況とならない措置をとること。 ・クラッチについては、後退及び加減速を伴う変速が必要となる状況とならない措置をとること。 ・変速装置については、後退及び加減速を伴う変速が必要となる状況とならない措置をとること。 ・制動装置については、制動回避操作が必要となる状況において、車両は緊急停止されること。 ・前照灯については、運行を日中の環境のみで行う等前照灯が必要となる状況とならない措置をとること。【前照灯が必要となる状況では、運行前に車内の定位置で操作し、点灯させておく等運行中に前照灯を操作することが必要となる状況とならない措置をとるとともに、前照灯の自動点灯機能を使用しないこと。】 ・警音器については、伴走車を前に走行させ代わりに警音器を鳴らさせること。【警音器を鳴らさなければならない場合は、運行を中止すること。】【路上に配置した安全監視員により道路上に警音器の対象となる障害物が存在しないようにする等警音器を鳴らすことが必要となる状況とならない措置をとること。】 ・方向指示器については、周囲の交通のない状況となる措置をとること。【方向指示器の使用が必要となる状況では、方向指示器が自動で適切に作動する措置をとるとともに、適切に作動していない場合には運行を中止すること。】 ・窓ふき器については、降雨時等窓ふき器が必要となるおそれがある場合には、運行前に車内の定位置で操作し、作動させておくこと。【運行を晴又は曇の環境のみで行い、窓ふき器が必要となる状況では運行を中止すること。】 ・洗浄液噴射装置については、泥はね等の洗浄液噴射装置が必要となる状況では運行を中止すること。 ・デフロスタについては、前面ガラスにくもりが発生する場合又はおそれがある場合には、運行前に車内の定位置で操作し、作動させておくこと。【前面ガラスにくもりが発生する場合又はおそれがある場合には、運行を中止すること。】
かじ取装置	<ul style="list-style-type: none"> ・運行にあたっては、運転者席を定位置に備えること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・かじ取装置は、運転者席でのみ操作すること。 ・運行中にかじ取装置に失陥のおそれがある場合には、車両が緊急停止されること。 ・かじ取装置を容易に操作できるよう十分に経験を積んだ運転者が操作等を行うこと。
乗車装置	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車人員からの運転操作が妨げられないよう、乗車人員への周知等の措置をとること。
運転者席	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車人員からの運転操作が妨げられないよう、乗車人員への周知等の措置をとること。 ・運転者席は他の乗車人員が明確に運転者席を判別できるように区分すること。 ・運転者席は、運転者が安定した体勢を常に確保できるものであること。 ・車両前方に着席する乗車人員の配置について考慮し、運転者の前方視界を確保すること。 ・立席がある場合、運転者以外の立席は運転者席後方に配置すること。 ・立席がある場合、立席の乗車人員用の握り棒やつり革が、いずれの立席においても備え付けられていること。
座席	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者席を設け、安定した運転者の姿勢を担保すること。
立席	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車人員からの運転操作が妨げられないよう、乗車人員への周知等の措置をとること。 ・運転者席は他の乗車人員が明確に運転者席を判別できるように区分すること。
後写鏡等	<ul style="list-style-type: none"> ・運転席において視界が確保できない場合、基準適合車両内の運転者席の間接視界と同様の視界をディスプレイ上に映像として表示すること。この場合において、映像を通じ十分に車両周辺環境を認識できるよう十分に経験を積んだ運転者が操作等を行うこと。

【備考】

- (1) 【 】は前述の事項の代わりに条件又は制限とすることができる事項である。
- (2) []には、申請書の記載内容等に応じ適切な数値又は事項を記入するものとする。

第1号様式（第5関係）

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (5) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式（第5関係）

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

基準緩和認定書

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

第4号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿
軽自動車検査協会 事務所長 殿
事務所支所長 殿
事務所分室長 殿（単名）

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定がなされたので、
基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

参考1（第5関係）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、
車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第
55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓
約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵
守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運
送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けよ
うとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- (5) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用自動車の申請に限る。
- (6) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2（第5関係）

運行の概要について
(遠隔型自動運転システム搭載車)

1. 運行の概要

①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	

2. 使用する車両の概要（遠隔監視・操縦装置に係るものを除く）

①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	

3. 使用する遠隔監視・操縦装置の概要

①装置外観等	
②装置の管理	

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 1. ①には、車両の改造・提供等の技術協力その他の運行にあたっての協力体制を記載。
- (2) 1. ②には、運行計画の内容を踏まえ、可能な限り詳細な予定を記載。
- (3) 1. ③には、地図や写真等により、起点、終点、走行距離及び道路情報（制限速度、車線数、交通量、信号機又は一時停止標識の有無等）並びに遠隔運転者席の設置場所等を記載。
- (4) 1. ④には、車名型式、種別、用途及び車体の形状並びに初度登録年月日について記載し、車両の四面図（写真可）を添付。また、自動車登録番号等を有する場合には、自動車検査証の写しを添付。

- (5) 1. ⑤には、速度制限、緊急停止装置の設置及び保安要員等の配置予定等を記載。
- (6) 1. ⑥には、使用車両の始動方法等を含む運行の手順の概要や運行終了後の報告体制等を記載。特に運行の開始に際し、始動装置その他の操作装置等の操作に関する条件又は制限が必要となる場合にはあわせて記載。
- (7) 1. ⑦には、不具合及び事故発生時等の連絡・報告体制を記載。
- (8) 1. ⑧には、遠隔監視・操縦装置における通信遅延に係る情報及びその他必要な事項を記載。
- (9) 2. ①には、外観図等により、改造箇所や自動運転システム（カメラ、レーダー等）の機能及び性能等に関する説明を記載。自動運転システムについては、カメラの視野範囲又はレーダーの検知範囲等を図面等によりあわせて記載。
- (10) 2. ②には、適用を除外する保安基準の条項及びその内容並びにこれに対する代替の安全確保措置の内容等を記載（別表及び参考別表）。また、必要に応じ、個別条項ごとの保安基準への適合性及びその理由並びに安全確保のための代替の安全確保措置の内容等を記載。
- (11) 3. ①には、遠隔運転者席において操作可能な操作装置の機能及び操作性等の性能を記載。また、写真・図面等により、遠隔運転者席における運転者の監視・操作状況が把握できる資料をあわせて添付。
- (12) 3. ②には、装置の保管場所等の管理方法を記載。

参考3 (第5関係)

運行の概要について
(特別装置自動車)

1. 運行の概要

①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	

2. 使用する車両の概要 (特別装置に係るものを除く)

①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	

3. 使用する特別装置の概要

①装置外観等	
--------	--

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 1. ①には、車両の改造・提供等の技術協力その他の運行にあたっての協力体制を記載。
- (2) 1. ②には、運行計画の内容を踏まえ、可能な限り詳細な予定を記載。
- (3) 1. ③には、地図や写真等により、起点、終点、走行距離及び道路情報（制限速度、車線数、交通量、信号機又は一時停止標識の有無等）等を記載。
- (4) 1. ④には、車名型式、種別、用途及び車体の形状並びに初度登録年月日について記載し、車両の四面図（写真可）を添付。また、自動車登録番号等を有する場合には、自動車検査証の写しを添付。
- (5) 1. ⑤には、速度制限、緊急停止装置の設置及び保安要員等の配置予定等を記

載。

- (6) 1. ⑥には、使用車両の始動方法等を含む運行の手順の概要や運行終了後の報告体制等を記載。特に運行の開始に際し、始動装置その他の操作装置等の操作に関する条件又は制限が必要となる場合にはあわせて記載。
- (7) 1. ⑦には、不具合及び事故発生時等の連絡・報告体制を記載。
- (8) 1. ⑧には、その他必要な事項を記載。
- (9) 2. ①には、外観図等により、改造箇所や自動運転システム（カメラ、レーダー等）の機能及び性能等に関する説明を記載。自動運転システムについては、カメラの視野範囲又はレーダーの検知範囲等を図面等によりあわせて記載。
- (10) 2. ②には、適用を除外する保安基準の条項及びその内容並びにこれに対する代替の安全確保措置の内容等を記載（別表及び参考別表）。また、必要に応じ、個別条項ごとの保安基準への適合性及びその理由並びに安全確保のための代替の安全確保措置の内容等を記載。
- (11) 3. ①には、特別装置により操作可能な装置の機能及び操作性等の性能並びに操作方法を記載。また、写真・図面等により、運転者席における運転者の監視・操作状況（運転者の視野を含む。）が把握できる資料をあわせて添付。

年 月 日

保安基準等適合検討結果確認証明書

証明者氏名又は名称

〇〇〇自動車株式会社

取締役社長 〇〇 〇〇

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

1. 当該自動車の車台を特定する記号

〇〇〇〇-△△△△

2. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項

保安基準第〇〇条 △△△△

以上